

## J R 古賀駅西口都市空間デジタル仮想空間作成等委託募集要領

J R 古賀駅西口都市空間デジタル仮想空間作成等委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行うので、次のとおり提案を募集する。

### 1. 委託業務の概要

#### (1) 業務の名称

J R 古賀駅西口都市空間デジタル仮想空間作成等委託  
(以下、「本委託業務」という。)

#### (2) 委託業務の目的

古賀市では、国土交通省が推進する「Project PLATEAU」に参画し、3D 都市モデルの整備及びその利活用を進めている。本業務は、これまで整備した 3D 都市モデルを基礎として活用しつつ、実際に多くの利用者が活動・交流する仮想空間上での再現に適した 3D データの補正・最適化等を行い、J R 古賀駅周辺の将来像を現実感のある仮想空間として再現する。あわせて、市民等が空間を体験しながら、設備、景観、活動等について検討・比較・意見交換できる環境を構築し、J R 古賀駅周辺整備への理解促進及び市民参加の機会拡大を図るとともに、得られた意見やアイデアを今後の駅周辺整備及び利活用の検討に活かすことを目的とする。

#### (3) 委託業務の内容

別添「J R 古賀駅西口都市空間デジタル仮想空間作成等委託」特記仕様書のとおり（以下、「特記仕様書」という。）

※特記仕様書は募集時点における業務内容を示すものであり、契約締結に当たっては、受託候補者の提案内容を踏まえ、本業務の目的及び主要な条件を変更しない範囲で、協議の上、内容を調整することがある。

※別添「次年度普及啓発業務（想定）」は、本委託業務で構築する仮想空間、3D モデル及び各種機能等を活用し、次年度に普及啓発業務を実施する場合を想定した参考資料である。次年度の普及啓発業務の実施は現時点では未定であり、予算の成立その他の事情により、実施しない場合がある。

#### (4) 履行期間

契約の日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

#### (5) 委託金額の上限

1 3, 6 4 0 千円（ただし、消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案内容の規模（業務量）を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

### 2. 参加資格

本公募に参加しようとする者は、参加表明書類の提出期限までに、次に掲げる資格要件のすべてを満たしていなければならない。

なお、提出書類又は参加表明書類が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者としては取り扱わないものとする。

- (1) 古賀市一般(指名)入札参加資格等に関する規程(平成9年4月告示第27号)第3条に規定する令和7年・8年度古賀市競争入札参加資格者名簿「測量コンサルタント」の「建設コンサルタント」に登録されている者、又は「物品・役務」の「その他役務」に登録されている者であること。ただし、本件に限り、同登録の申請を受理された者でも可能とする。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 本市から古賀市指名停止措置要綱(平成18年3月告示第40号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込提出期限以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 暴力団排除に関する特約条項第1条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 参加表明者の業務実績等に関する要件  
3D都市モデルを活用した又はこれに類似・関連する技術と実務経験を有した技術者を配置し得ること。  
※共同企業体での実績については、代表企業における実績のみを対象とする。
- (7) 本委託業務を遂行するために必要とされる業務経験を有した者を従事させることができる者であること。

### 3. 応募手続等

#### (1) 参加表明書類の提出

以下①～④の書類を順に1部を提出すること。なお、PDF データを CD-R または DVD-R 1 枚にて提出すること。

- ①参加表明書(様式第2号)
- ②事業者の概要(様式第3号)
- ③業務実績調書(様式第4号) (※)
- ④技術者調書(様式第5号)

※業務内容が分かる資料及び契約書の写し等を添付すること。

#### (2) 企画提案書類の提出

本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を提出すること。

| 提出書類名  | 様式    | 提出部数 |    |             |
|--------|-------|------|----|-------------|
|        |       | 正本   | 副本 | CD-R又はDVD-R |
| 企画提案書類 | 様式第6号 | 1    | 6  | 1           |

|               |      |   |   |   |
|---------------|------|---|---|---|
|               | 任意様式 | 1 | 6 |   |
| 見積書(積算内訳書を含む) | 任意様式 | 1 | 6 | 1 |

※CD-R 又は DVD-R には、企画提案書、見積書(積算内訳書を含む)の PDF データを保存の上、提出すること。

※ファイル名は任意とするが、社名の一部を入れ判別しやすくすること。

### (3) 企画提案書類の留意事項

#### ○企画提案書類 (様式第 6 号、任意様式)

- ・企画提案書類の用紙サイズは A 4 判カラー両面印刷を基本とする。A 3 判も可とするが、使用する場合は A 4 換算で 2 頁として扱うものとする。
- ・企画提案書類は目次及びページ番号をつけること。なお、ページ数の制限は 10 頁までとし、表紙、目次等企画内容が含まれていない場合は頁数として扱わない。また、ここでいうページ数の制限 10 頁までとは、「企画内容を掲載する頁数が A 4 換算で 10 頁まで」とする。(例：A 4 片面は 1 頁、A 4 両面及び A 3 片面は 2 頁、A 3 両面は 4 頁として扱う)
- ・文字サイズは原則 12pt 以上とする。
- ・企画提案の趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記載すること。

## 4. 提案課題について

### (1) 提案課題

以下、3 点のテーマについて企画提案書類に記述すること。

- ①将来的な展開を見据えた汎用性のある仮想空間の構築・利活用に関する提案
- ②市民参加型まちづくり検討機能の構築における操作性や使いやすさに関する提案
- ③仮想空間を活用したワークショップにおける参加者が楽しめる工夫の提案

## 5. 提出方法等

### (1) 提出期限

ア 参加表明書類 (様式第 2 号～5 号)

令和 8 年 10 月 20 日 (火) 午後 4 時必着

イ 企画提案書類 (様式第 6 号、任意様式、見積書)

令和 8 年 10 月 26 日 (月) 午後 4 時必着

### (2) 提出先及び提出方法

郵送又は持参。持参する場合の受付時間は、平日午前 9 時から午後 4 時までとする。

### (3) 提案募集に関する質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和 8 年 10 月 9 日 (金) 午後 4 時までに質問書 (様式第 1 号) で、担当部局宛てに電子メールにより提

出すること。

イ 質疑に対する回答

すべての質疑及び回答については、すべての者に対し令和8年10月15日（木）に古賀市ホームページにて行うものとする。

なお、回答は、本要領と一体のものとして、要領と同等の効力を有するものとする。

（４）参加表明後の辞退

本提案募集について参加表明書類を提出後に辞退をする場合は辞退届（様式第7号）で辞退理由を記載の上、担当部局宛てに電子メールにより提出すること。

（５）担当部局（書類提出先）

古賀市役所 古賀駅周辺開発推進課（担当：手島）

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1-1

TEL：092-942-1176

E-mail：ekikaihatsu@city.koga.fukuoka.jp

## 6. 受託候補者の選定

（１）選定方法

「JR古賀駅西口都市空間デジタル仮想空間作成等委託公募型プロポーザル方式審査会設置要領」に基づく審査会において、同要領及び「JR古賀駅西口都市空間デジタル仮想空間作成等委託審査要領」（以下、「審査要領」という。）に基づく審査を行って受託候補者を選定する。

まず、審査会は、本公募への参加を希望する者が提出する参加表明書類に基づき、参加資格の確認を行い、参加資格を有すると認められた者（以下、「参加有資格者」という。）から提出された提出書類に基づき書類審査を行う。書類審査にて合格したもののみヒアリング審査を実施し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定する。ただし、第1順位の提案を行った者の評価点が60点に満たない場合は、当該提案者について、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められないものとし、受託候補者として選定しない。このほか、本委託業務の履行に支障があると認められる場合においても、受託候補者として選定しないことがある。

（２）書類審査

参加表明書類及び企画提案書類について書類審査を行う。書類審査については、全ての提出書類が募集要領の要件を満たしているかについて審査を行うものとする。審査結果は、すべての提出者に対してメールにて通知する。

（３）評価基準

別紙評価基準のとおり

（４）ヒアリング審査

書類審査にて合格となった参加有資格者を対象に、提案内容の確認や補足説明を受けることを目的として、企画提案書類の内容をもとにプレゼンテーション及び質

疑応答により審査を行う。なお、ヒアリング審査の実施の順番（事務局にて厳正に抽選し、決定する。）を含めた日時や場所の詳細については、書類審査の結果と併せて通知する。

- ・実施日：令和8年11月5日（木）（予定）（該当者には別途メールにて通知）
- ・会場：未定（該当者には別途メールにて通知）
- ・時間配分：説明15分、質疑応答15分（予定）
- ・内容：企画提案書類に基づく提案内容の説明
- ・留意事項
  - ヒアリング審査は、本市が定めた評価基準に基づく評価項目表をもとに審査する。
  - 市において、スクリーン及びプロジェクターを準備する。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む）は、提案者において準備すること。

#### （5）選定結果の通知

- ・審査の結果については、令和8年11月9日（月）（予定）にプレゼンテーションを行った参加有資格者にメール（文書添付）で通知する。
- ・書類審査、ヒアリング審査ともに、審査に対する異議の申立ては受け付けない。

## 7. 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する委託仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本委託業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。）と契約を締結することとする。

#### （1）契約内容

契約内容は、企画提案書類に基づき、受託候補者とともに内容を確認の上、決定するものとする。

#### （2）契約保証金

契約締結にあたっては、古賀市財務規則（平成9年規則第20号）第118条第1項の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、同条第2項の規定により保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

#### （3）契約代金の支払い

契約代金の支払いについては、業務完了後に支払うものとする。

#### （4）契約締結における個人情報の取扱い

契約締結にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び古賀市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）に則り、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように適正に個人情報を取り扱わなければならない。

## 8. スケジュール

| 項 目         | 日 時                                           |
|-------------|-----------------------------------------------|
| 公募開始        | 令和8年 10月 2日 (金)                               |
| 質疑受付期間      | 令和8年 10月 2日 (金) から<br>令和8年 10月 9日 (金) 午後4時まで  |
| 質疑回答日       | 令和8年 10月 15日 (木)                              |
| 参加表明書類提出期間  | 令和8年 10月 2日 (金) から<br>令和8年 10月 20日 (火) 午後4時まで |
| 企画提案書類提出期間  | 令和8年 10月 2日 (金) から<br>令和8年 10月 26日 (月) 午後4時まで |
| 書類審査結果の通知   | 令和8年 10月 29日 (木) (予定)                         |
| ヒアリング審査     | 令和8年 11月 5日 (木) (予定)                          |
| 受託候補者選定結果通知 | 令和8年 11月 9日 (月) (予定)                          |
| 契約締結        | 令和8年 11月下旬 (予定)                               |

## 9. 注意事項等

### (1) 参加資格について

申込日から選定結果の通知の日までに、本募集要領2.に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消すものとする。

### (2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出期限以後の提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合以外は認めない。

オ 提出書類については、応募者に無断で、本委託業務の受託候補者の選定以外の目的で使用しない。

### (3) 失格事項について

参加表明書類を提出した者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・ 本募集要領で定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ・ 本募集要領で定めた様式及び記入要領に示す条件に適合しない場合
- ・ 提出書類に記載すべき事項が記載されていない場合
- ・ 提出書類又はプレゼンテーションにおいて、虚偽の記載、提案があった場合
- ・ 審査結果に影響を与えるような不正行為を行った場合
- ・ 契約締結の日までに参加資格を満たさなくなった場合
- ・ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

### (4) 選定結果の公表について

プレゼンテーションを行った者及び評価点について選定結果がわかる情報を古賀市ホームページにて公表する。

(別紙)

## 評価基準

| 評価項目              |                               | 評価内容                               | 評価点  |
|-------------------|-------------------------------|------------------------------------|------|
| 的確性               |                               | 仕様書を的確に踏まえ、具体的な提案がなされているか          | 20点  |
|                   |                               | 着眼点、問題点、解決方法等が的確かつ理論的に整理されているか     |      |
| 実現性               |                               | 提案内容に説得力があり、具体的でかつ実現可能な提案内容となっているか | 20点  |
|                   |                               | 業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか           |      |
| 独創性               |                               | 知見を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか  | 20点  |
|                   |                               | 新規性、独創性の高い提案がなされているか               |      |
| 実施方法・<br>実施スケジュール | 実施方法                          | 実施項目・実施手法が明確であるか                   | 5点   |
|                   | 実施スケジュール                      | 実施スケジュールを適切に実行する根拠（人員・手順等）が示されているか | 5点   |
| 実施体制              | 業務実施体制                        | 円滑な業務遂行のための人員体制が組まれており、経験や知見があるか   | 5点   |
|                   |                               | 関係者間の調整、要望に迅速・柔軟に対応できるか            |      |
|                   | 同類又は類似<br>実績、知見・<br>専門性等      | 幅広い知見・ネットワークを有し、優れた情報収集能力を持っているか   | 5点   |
|                   |                               | 過去に同様の業務を実施したことがあるか                |      |
|                   | 経理処理能力                        | 事業遂行のための経理基盤・経理処理能力を有しているか         | 5点   |
| その他               | 市内業者                          | 古賀市内に、本店、支店又は営業所を有する者であるか          | 5点   |
| 価格                | 満点（10点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） |                                    | 10点  |
| 合計                |                               |                                    | 100点 |

## 普及啓発業務（参考資料・想定案）

本資料は、次年度にJR古賀駅西口周辺の整備及び将来的な利活用について、市民、事業者、新たな担い手等の理解及び関心を高めるとともに、駅周辺のまちづくりへの参加や利活用につながる機会を創出する普及啓発を行う場合の想定をまとめたものである。あくまで次年度業務の作業ボリュームを明示するための参考資料であり、本契約の直接の拘束資料とはならない。

次年度の普及啓発の実施にあたっては、仮想空間等を活用した体験、遊び、交流、情報発信、意見交換その他の手法を効果的に組み合わせるものとし、仮想空間上での体験を契機として、実際のJR古賀駅西口周辺における活動や利活用等につながる展開を考慮するものとする。なお、想定している具体的な実施内容、対象者、実施方法、実施場所、規模、実施時期等については以下のとおり。

### ■仮想空間等を活用した普及啓発コンテンツの企画・制作

本年度の事業で構築する仮想空間等を活用し、JR古賀駅周辺のまちづくりや地域の魅力等について、利用者が楽しみながら知り、体験できる普及啓発コンテンツを企画・制作するものとする。コンテンツの企画・制作にあたっては、ゲーム、体験、交流その他の手法を含め、対象者の関心や参加を促す効果的な手法を検討するものとする。

### ■普及啓発企画・イベント等の実施

JR古賀駅西口周辺の整備及び利活用に対する関心を高め、幅広い層が楽しみながら参加できる機会を創出するため、企画・制作したコンテンツ等を活用し、発注者と協議の上、対象者、実施内容、実施方法、実施場所、実施時期等を検討し、体験会を兼ねた普及啓発企画・イベント等を実施するものとする。実施にあたっては、参加者の属性や関心等を踏まえ、市民、事業者、学生、新たな担い手等の幅広い参加につながるよう配慮するものとする。

#### 【留意事項】

・普及啓発企画・イベント等は年間3回実施するものとし、開催に関する周知・広報についてチラシ・ポスター等の作成を適宜行うこと。また、参加者の受付について、受付方法や参加者への連絡等について古賀駅周辺開発推進課と事前協議のうえ受注者が行うこと。

・受注者は会場（会場費含む）の手配を行い、事前に会場レイアウトを把握、現地確認を行った上で、パソコンやプロジェクター等の必要な備品・機材の事前手配、電源の確保、司会・会場運営等スタッフの手配等準備を行うこと。また必要に応じ、会場責任者と事前打ち合わせを実施すること。会場の備品等の確認を行った結果、当該会場に備品等がない場合は調達すること。

・当日使用する電子データ及びシナリオ、当日配布用等の資料について作成準備を行うこと。また、普及啓発報告書作成用の写真撮影等を行い、実施状況を取りまとめたうえで報告書を提出すること。

#### ■効果検証及び実施結果のとりまとめ

普及啓発の実施結果について、参加者数、利用状況、参加者の反応、意見、駅周辺のまちづくりへの関心及び参加意向等を把握・整理し、今後のJR古賀駅西口周辺の普及啓発、利活用及びエリアマネジメント等の検討に活用できるよう取りまとめるものとする。なお、具体的な調査・評価方法については、発注者と協議の上決定するものとする。

#### 【留意事項】

- ・本年度に構築する仮想空間の特性や成果を踏まえた基本的な考え方、コンセプト、想定する対象者等を提案すること。
- ・本年度に構築する仮想空間、3Dモデル及び各種機能等を活用し、JR古賀駅西口周辺のまちづくりや地域の魅力について、幅広い層が楽しみながら知り、体験し、関心を持つことにつながる企画を提案すること。
- ・仮想空間の特性を活かし、市民、事業者、学生、新たな担い手その他の参加者が、JR古賀駅西口周辺のまちづくりに関わるきっかけや、参加者同士の交流につながる企画を提案すること。
- ・仮想空間での体験や交流を、実際のJR古賀駅西口周辺への来訪、イベント、社会実験、地域活動その他のリアルなまちづくりへの参加につなげる企画を提案すること。
- ・市民のみならず、これまでJR古賀駅西口周辺のまちづくりとの接点が少なかった層を含め、幅広い対象者に取組を知ってもらい、参加につなげるための周知・情報発信等の方法を提案すること。
- ・本年度に構築する仮想空間を一過性のものとせず、次年度以降も継続して活用し、古賀駅周辺への関心や参加を広げていくための活用方法について提案すること。
- ・企画、制作、テスト、周知、イベント実施、効果検証及び成果取りまとめまでの想定スケジュールを示すこと。
- ・提案内容を次年度に実施すると仮定した場合の実施体制、概略スケジュール及び概算事業費を示すこと。